

報告第1号 坂東市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例の議会提出について

新旧対照表

現 行	改正後（案）	改正趣旨
<p>（設置）</p> <p>第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____ため、坂東市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 交通会議の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、<u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行う</u>ため、坂東市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 交通会議の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>（3）形成計画の作成及び変更の協議に関すること。</u></p>	<p>（設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形成計画を作るための法律に基づいた協議会としての設置目的を追加します。 <p>（所掌事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通会議において、形成計画の作成から実施・変更等の協議をしていきたいと考えています。

現 行	改正後（案）	改正趣旨
<p><u>(3)</u> (略) (会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会長は_____、会務を総理する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 委員は、<u>19人以内</u>とし、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p><u>(4) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(5) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</u></p> <p><u>(6) 公共交通の利用促進に関すること。</u></p> <p><u>(7)</u> (略) (会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会長は、<u>交通会議を代表し</u>、会務を総理する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 委員は_____、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>・交通会議において、形成計画の作成から実施・変更等の協議をしていきたいと考えています。</p> <p>〃</p> <p>・多様な交通会議委員の皆様とともに、公共交通の利用促進について協議し、交通会議の設置目的の実現及び利便性の向上を図りたいと考えています。</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>・交通会議会長の代表者としての立場を明確に位置づけます。</p> <p>・形成計画の作成にあたっては、より多くの関係者の参画が必要となるため、委員人数に関して削除します。</p>

現 行	改正後（案）	改正趣旨
<p>(4) <u>茨城県ハイヤー協会</u> __の代表</p> <p>(5) <u>社団法人茨城県バス協会</u> の代表</p> <p>(6) ～ (9) (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>6 委員の任期は、<u>2年とする</u>。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>7 委員の再任は、妨げない。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(4) <u>一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会</u>の代表</p> <p>(5) <u>一般社団法人茨城県バス協会</u>の代表</p> <p>(6) ～ (9) (略)</p> <p><u>(10) 茨城県職員</u></p> <p><u>(11) 市長が指名する市職員</u></p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p>6 委員の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない</u>。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>・協会名称の変更漏れを改めます。</p> <p>〃</p> <p>・従来から参画していただいておりますが、明記します。 委員委嘱：茨城県政策企画部 交通局交通政策課長</p> <p>・形成計画の作成にあたり、市職員から委員参画します。 ※企画部長を想定しています。</p> <p>・第7項の文言を結合し、表現を簡素化します。</p> <p>(会議)</p>

現 行	改正後（案）	改正趣旨
<p>(庶務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p><u>5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより議事運営に支障が生ずると認められるときは、非公開とすることができる。</u></p> <p><u>6 前各項の規定にかかわらず、会長が軽微な案件であると認めるとき、緊急の決議を要し、かつ、会議の招集若しくは成立が困難なとき、又はやむを得ない事由があると認めるときは、書面による審議をもって会議の議事を決定することができる。</u></p> <p><u>(分科会)</u></p> <p><u>第5条 会長は、第2条に掲げる所掌事務について、具体的な調査検討、調整又は協議を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交通会議の公開（または非公開にできる場合）について追記し、より透明性を確保します。 書面による会議の議事の決定について、実情に合わせ、追記します。 形成計画の策定にあたり、「分科会」の設置を予定しています。 主に、庁内関係各課職員で構成し、調査検討を行ったことを交通会議にお諮りしたいと考えています。